

《 お持ちいただく書類 》

①マイナンバーの『通知カード』と『個人番号カード交付申請書』

<p>【おもて面】 通知カード</p> <p>個人番号 0123 4567 8901 氏名 番号 花子</p> <p>住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1</p> <p>平成5年3月31日生 性別 女 発行日 平成27年10月00日</p> <p style="text-align: right;">△△市長 A123456789</p>	<p>【うら面】</p> <p>● 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。 ● この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。 【連絡先】個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578 ● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。</p> <p>マイナンバー</p>				
<p>個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書</p> <p>△△市長宛 (地方公共団体情報システム機構 宛)</p> <p>申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123</p> <p>* 番号 花子 氏名</p> <p>* 住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1</p> <p>生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女</p> <p>【代替文字情報】</p> <p>電話番号 外国人住民の区分*</p> <p>在留期間等満了日の有無* 在留期間等満了日*</p> <p>右欄の点字表記を希望する (※最大11文字まで(※点字等は1文字))</p> <p>パンゴウ ハナゴ</p> <p>※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。 左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。</p> <p>申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123 右のQRコードは製造管理用です→</p> <p>10000019 01/01 3190110000019#</p> <p>視覚障がい者用 音声コード</p>	<p>表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。</p> <p>顔写真貼付欄</p> <p>サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)</p> <p>申請日 年 月 日 申請者氏名(自署) 印</p> <p>● 以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。</p> <p>● 以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。</p> <p>□ 利用者証明用電子証明書 不要</p> <p>【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。 □を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。</p> <table border="1"> <tr> <td>代理人 氏名 (自署)</td> <td>本人 との 関係</td> </tr> <tr> <td>代理人 住所</td> <td></td> </tr> </table> <p>(電話番号:)</p> <p>● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。 ● 申請の際は、同封の『ご案内』をご覧のうえ、ご記入ください。 ● 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。 ● 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。</p>	代理人 氏名 (自署)	本人 との 関係	代理人 住所	
代理人 氏名 (自署)	本人 との 関係				
代理人 住所					

※ 申請書の氏名や住所に変更があった場合は、お持ちの申請書は利用できません。

※ 本人確認書類のご提示があれば、住民票のある区役所で「個人番号カード交付申請書」を再交付します。

②本人確認書類

北九州市に住民票のある方は、『A書類から2点』または『A書類から1点かつB書類から1点の計2点』があれば、**本人限定受取郵便**によりご自宅でご受取りが可能です。なお、その場合は、窓口で通知カードを回収(住民基本台帳カードをお持ちの方は同カードも回収)しますので、事前に通知カード等の写しをとることをお勧めします。

A書類	写真付きの公的証明書	運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
B書類	「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が記載されたもの	健康保険証、医療証、年金手帳、介護保険証、通帳、社員証、学生証など

※ 有効期限の定めのあるものは有効期間内のものに限りです。